



町報

第134号

発行所

宮崎県門川町役場

電話⑧1140番

印刷所

宮崎県門川町工藤印刷

電話⑧1143番

## 昭和四十七年度

## 県・町民税の申告始まる

本年も県町民税の申告期  
がまいりました。

県町民税の納稅義務のあ  
る者は三月十五日までに申  
告しなければならないこと  
になります。

申告しなければならない  
人が申告しない場合は、所  
得控除や税額控除が受けら  
れず、余分な税金を納める  
ことになり、申告した人と  
比較して税負担が重くなり  
ますので必ず申告されます  
ようお願いいたします。

なお所得税、または事業  
税の申告をされる人は、こ  
の県町民税の申告をする必  
要はありません。

以下申告に必要な事項を  
簡単にお知らせすることに  
いたします。

一、申告書を提出しなけれ  
ばならない人

(1)住民登録のあるなしにか  
かわらず、昭和四十七年  
一月一日に門川町に居住  
し、昭和四十六年一月一  
日から十二月三十一日ま  
で(昭和四十六年中)に  
所得のあった人

(2)給与所得者で農業、營業  
不動産、その他の所得の  
あつた人

(3)給与所得者で、勤務して  
いる事業所から町長に対  
して給与支払報告書を提  
出しているない事業所に勤  
務している人

(4)譲渡所得の一時所得(②  
山林所得の退職所得で  
昭和四十六年中の収入金  
額から、その収入金をあげ  
るために必要な経費(生活  
費含みません)を差引いた  
残りの金額であります。

二、県町民税の申告書の提  
出する必要のない人

(1)給与所得者で町長に対  
して給与支払報告書の提出  
があり源泉徴収をされる  
人

(2)医療費控除

(3)社会保険料控除

(4)小規模企業共済掛金控除  
支払った第一種共済掛金  
と心身障害者扶養共済掛金  
との合計額

(5)一日の標準入院費用が  
百二十円に

(6)として慢性病について  
の患者指導料二百六十  
円というのが新らしく  
設けられました。

(7)医療費がふえるとどうな  
るか?

(8)医療費の値上げによる直  
接の影響は、わたしがお  
つたわけです。これは賃金  
や物価の変動に対応して医  
療費も値上げしなければお  
医者さんもやつてゆけない  
という要求が認められたた  
めです。

(9)医療費の引き上げは、  
昭和四十五年二月に行なわれ  
ていますが、同時に薬価基準  
(薬の値段)を引き下げる  
例えは

(10)初診料が三百円から五  
百円に、盲腸の手術料が六千八  
百円から一万二千九百九  
日現在で生計を一にする  
親族のうち所得のない者ある  
いは一定の金額以下の所  
得がある者について控除が  
あります。

(11)印鑑

(12)国民健康保険税の領收  
書、国民年金手帳もしくは  
印鑑を証するもの。

(13)医療費や生命保険料の  
所得と、(1)営業所得(①農業  
所得の他の事業所得)、(2)配当  
所得(②不動産)、(3)給与所得(③給  
与所得の退職所得で昭和四  
十六年中の収入金額から、  
その収入金をあげるために  
必要な経費(生活費含みませ  
ん)を差引いた残りの金額で  
あります。

(14)障害者控除

(15)精神薄弱者や身体障害者  
手帳、戦傷病者手帳の交付  
を受けている者等一定の要  
件に該当する人については  
この控除が受けられます。

(16)老年者控除

(17)あなたが老年者(明治四  
十年一月一日以前に生れた  
人)である場合はこの控除  
が受けられます。

(18)寡婦控除

(19)勤労学生控除

(20)大学、高等学校、中学校  
の学生、生徒で自分が勤労  
によって得た所得が三十二  
万円以上の所得のある人の  
場合には控除されます。

(21)配偶者控除

(22)昭和四十六年十二月三十  
日に現在で生計を一にする  
夫と死別又は離別した後、  
婚姻していない婦人で扶養  
親族を有する場合にはこの  
控除があります。

(23)扶養控除

(24)その他の所得計算上必要  
な帳簿等関係書類

(25)生命保険料控除

(26)精神薄弱者や身体障害者  
手帳、戦傷病者手帳の交付  
を受けている者等一定の要  
件に該当する人については  
この金額で最高二万七千五百  
円までの金額

四、申告に持参するもの
(1)印鑑
(2)国民健康保険税の領收 書、国民年金手帳もしくは 印鑑を証するもの。
(3)医療費や生命保険料の 所得と、(1)営業所得(①農業 所得の他の事業所得)、(2)配当 所得(②不動産)、(3)給与所得(③給 与所得の退職所得で昭和四 十六年中の収入金額から、 その収入金をあげるために 必要な経費(生活費含みませ ん)を差引いた残りの金額で あります。
(4)その他の所得計算上必要 な帳簿等関係書類
(5)精神薄弱者や身体障害者 手帳、戦傷病者手帳の交付 を受けている者等一定の要 件に該当する人については この金額で最高二万七千五百 円までの金額

けられます。

昭和四十六年十二月三十  
日現在で生計を一にする  
親族のうち所得のない者ある  
いは一定の金額以下の所  
得がある者について控除が  
あります。

